

<別表> 手書き用 「令和4年2月21日から令和4年3月6日まで」

店舗名

売上高方式により申請する中小企業・個人事業主向け

協力金額の計算方法【ピンク色のセルが記入する箇所です。】

① 「時短要請期間の営業時間」のチェック

時短要請期間の営業時間

20時まで  21時まで

② 売上高の入力 ※令和元年～3年のうち、最も高い売上高を記入

令和【 】年2、3月売上高(税抜)

円 a

③ 1日当たりの協力金額の算出 ※ (a)～(d) いずれか1つ記入

(a) ①20時まで ②令和元年又は令和3年を選択した方

$$\boxed{a} \div \boxed{59} \times \boxed{0.4} = \boxed{b}$$

(参照月の日数) (係数) (1日当たりの協力金額)

(b) ①21時まで ②令和元年又は令和3年を選択した方

$$\boxed{a} \div \boxed{59} \times \boxed{0.3} = \boxed{c}$$

(参照月の日数) (係数) (1日当たりの協力金額)

(c) ①20時まで ②令和2年を選択した方

$$\boxed{a} \div \boxed{60} \times \boxed{0.4} = \boxed{d}$$

(参照月の日数) (係数) (1日当たりの協力金額)

(d) ①21時まで ②令和2年を選択した方

$$\boxed{a} \div \boxed{60} \times \boxed{0.3} = \boxed{e}$$

(参照月の日数) (係数) (1日当たりの協力金額)

④ 協力金額(総額)の算出

b ~ e のいずれか

$$\boxed{\quad} \times \boxed{14} = \boxed{f}$$

(1日あたりの協力金額) (時短した日数) (協力金額)

協力金支給額

f

<別表（裏面）> 必ずご一読ください。

## <別表> 売上高方式の使用方法・注意点

### <注意点>

- ・本別表は令和4年2月21日から令和4年3月6日までの協力金を計算する別表となります。
- ・売上高は税抜きとなります。
- ・売上高については、テイクアウトや飲食業以外に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。
- ・本別表は下限額より大きい金額で申請される方のみ提出をしてください。

### <使用方法>

#### ①「時短要請期間の営業時間」の入力について

- ・時短要請期間の営業時間（21時までor 20時まで）にいずれかにチェックを付けてください。。

#### 「② 売上高の入力」について

- ・令和元年、令和2年又は令和3年2、3月売上高を記載してください。
- ・必要な添付書類（令和元年、令和2年又は令和3年のもの）は以下のとおりです。

##### <法人の場合>

- 法人税の確定申告書別表一の控え ○売上帳等の帳簿の写し

##### <個人事業主の場合>

- 所得税の確定申告書第一表の控え ○売上帳等の帳簿の写し

- ・本別表に記載した売上高が確認できる売上帳等の帳簿の写しを提出してください。
- ・確定申告書第一表の控えは追加申請の場合で、前回提出済みの場合は提出不要です。

#### 「③ 1日当たりの協力金額の算出」について

- ・(a)～(d) いずれか該当する箇所に記載してください。
- ・①で「20時まで」を選択した場合の協力金額は、上限「100,000円」、下限「30,000円」です。
- ・②で「21時まで」を選択した場合の協力金額は、上限「75,000円」、下限「25,000円」です。
- ・千円未満の端数は切り上げとなります。

#### 「④ 協力金額（総額）の算出」について

- ・③で算出した「1日当たりの協力金額」に14日間掛けた金額となります。

<別表>手書き用 「令和4年2月21日から令和4年3月6日まで」

店舗名

売上高減少方式により又は申請する大企業・中小企業・個人事業主向け

協力金額の計算方法【ピンク色のセルが記入する箇所です。】

### ① 「時短要請期間の営業時間」のチェック

時短要請期間の営業時間

20時まで  
(又は休業)

21時まで

### ② 売上高の入力

※令和元年～3年のうち、最も高い売上高を記入

令和【    】年2、3月売上高(税抜)

円 a

a

÷

(参照月の日数)

=

b

(1日当たりの売上高)

令和4年2、3月売上高(税抜)

円 c

c

÷

(参照月の日数)

=

d

(1日当たりの売上高)

### ③ 「協力金額」の算出

令和元年、令和2年又は令和3年2、3月の1日当たり売上高から令和4年2、3月の1日当たり売上高を差し引いた額

円 e

( b - d )

#### (a) ①20時までを選択した方

e

×

0.4

(係数)

=

f

(1日当たりの協力金額)

#### (b) ①21時までを選択した方

e

×

0.4

(係数)

=

g

(1日当たりの協力金額)

b

×

0.3

(係数)

=

h

(1日当たりの協力金額)

g

又は h

いずれか低い方が1日当たりの協力金額となる。

⇒

i

(1日当たりの協力金額)

### ④ 協力金額(総額)の算出

f i のいずれか

×

14

(時短した日数)

=

j

(1日あたりの協力金額)

(協力金額)

協力金支給額

k

<別表（裏面）> 必ずご一読ください。

## <別表> 売上高減少方式の使用方法・注意点

### <注意点>

- ・本別表は令和4年2月21日から令和4年3月6日までの協力金を計算する別表となります。
- ・売上高は税抜きとなります。
- ・売上高については、テイクアウトや飲食業以外に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。
- ・本別表は大企業（飲食店においては資本金5,000万円より多い、かつ従業員50人より多い企業）又は売上高減少額の大きい中小企業等の方が提出してください。  
※中小企業等は原則、売上高方式となります。

### <使用方法>

#### ①「時短要請期間の営業時間」の入力

- ・「時短要請期間の営業時間」（21時まで or 20時まで）いずれかにチェックを付けてください。

#### ② 売上高の入力」について

- ・令和元年、令和2年又は令和3年2、3月の売上高を記載してください。
- ・必要な添付書類（令和元年、令和2年又は令和3年のもの）は以下のとおりです。

##### <法人の場合>

- 法人税の確定申告書別表一の控え ○売上帳等の帳簿の写し

##### <個人事業主の場合>

- 所得税の確定申告書第一表の控え ○売上帳等の帳簿の写し

- ・本別表に記載した売上高が確認できる売上帳等の帳簿の写しを提出してください。
- ・確定申告書第一表の控えは追加申請の場合で、前回提出済みの場合は提出不要です。

- ・令和4年2、3月の売上高を記載してください。
- 【必要な添付書類（令和4年のもの）は以下のとおりです。

- 売上帳等の帳簿の写し

#### ③ 1日当たりの協力金額の算出」について

- ・(a)～(d) いずれか該当する箇所に記載してください。
- ・1日当たりの協力金額の上限は200,000円となります。下限はありません。
- ・千円未満の端数は切り上げとなります。

#### ④ 協力金額（総額）の算出」について

- ・③で算出した「1日当たりの協力金額」に14日間掛けた金額となります。